

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官

「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡禁止特約の部分的解除の適用範囲について（通知）

標記について、「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係る債権譲渡禁止特約の部分的解除について（防管装第 3544 号。平成 14 年 4 月 19 日。以下「通達」という。）第 8 項の規定に基づき、各契約実施機関に対する通達の適用にあたっては、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

記

- 1 通達の適用開始より別途指定するまでの間は、流動資産担保融資保証制度（以下「保証制度」という。）の試行期間として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官が締結する契約について適用するものとする。
- 2 防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「各機関等の長」という。）は、保証制度の周知徹底を図るため、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官並びに契約担当官及び分任契約担当官並びに資金前渡官吏その他関係する担当官に対し、保証制度の内容及び民法その他の関係法令を十分に理解させるための教育又は研修を実施するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、各機関等の長は、契約担当官及び分任契約担当官並びに資金前渡官吏その他関係する担当官が第 2 項の教育又は研修を履修した場合には、契約担当官及び分任契約担当官が締結する契約についても、債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項を適用することができるものとする。
- 4 別途指定する日以降は、全ての契約実施機関において保証制度を適用するものとする。